

令和8年度住之江区役所小便器洗浄器借入 仕様書

1 件名

令和8年度住之江区役所小便器洗浄器 借入

2 数量

6台

3 借入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（12ヶ月）

4 設置場所

大阪市住之江区役所1階男子トイレ（別紙のとおり※黄色着色箇所）

5 借入器具仕様

- ・埋込型の配管に接続可能
- ・洗浄剤、除菌剤の塗布が可能
- ・薬剤により尿石蓄積を防止
- ・薬剤により細菌繁殖を防止

6 設置にかかる留意事項

- (1) 装置は便器給水装置の二次側以降の配管に接続し、本体は両面テープで壁面設置とすること。
- (2) 装置は強固な構造を有し、使用する薬剤については、毒物及び劇物取締法及び化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律の安全性の基準に適合していること。
- (3) 設置機器の取り外しについては、発注者の指示により、受注者が責任をもって行うこと。
- (4) 設置機器に関しては、盗難等の被害を受けないよう、十分な対策を講じること。
- (5) 設置機器に、不具合が生じた場合は、速やかに交換を行うこと。
- (6) 設置機器は新品であること。
- (7) 設置及び撤去作業については、事業担当と日程調整を行うこと。
- (8) 設置時に、事業担当に操作説明を行うこと。

7 保守点検

- (1) 受注者が派遣する専門技術を有した作業員（以下「作業員」という。）が行うこと。
- (2) 設置機器本体の清掃及び調整や排水状況の確認を借入期間中に1回以上実施し、薬剤等の消耗品の交換及び補充を適宜行うこと。
- (3) 保守点検中に発生したゴミ類は全て持ち帰り、法令等に従って適正な処理を行うこと。
- (4) 設置機器の破損及び故障等の緊急事態が発生した場合には、速やかに作業員を派遣し、必要な処置を行うこと。

8 その他

- (1) 納入にあたっては、事前に事業担当まで連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 納入にあたっては、納品書を作成し、持参すること。
- (3) 納入にあたっては、公用車用北側駐車場（無料）を使用することは可能である。
- (4) 契約後の疑義は、すべて大阪市の解釈とする。
- (5) 搬入に際しては細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。
- (6) 各特記仕様書の内容を遵守すること。
- (7) 本事業については、令和8年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は契約の締結を行わない。また、その場合に受託者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約時期は、令和8年度予算が発効した以降とする。

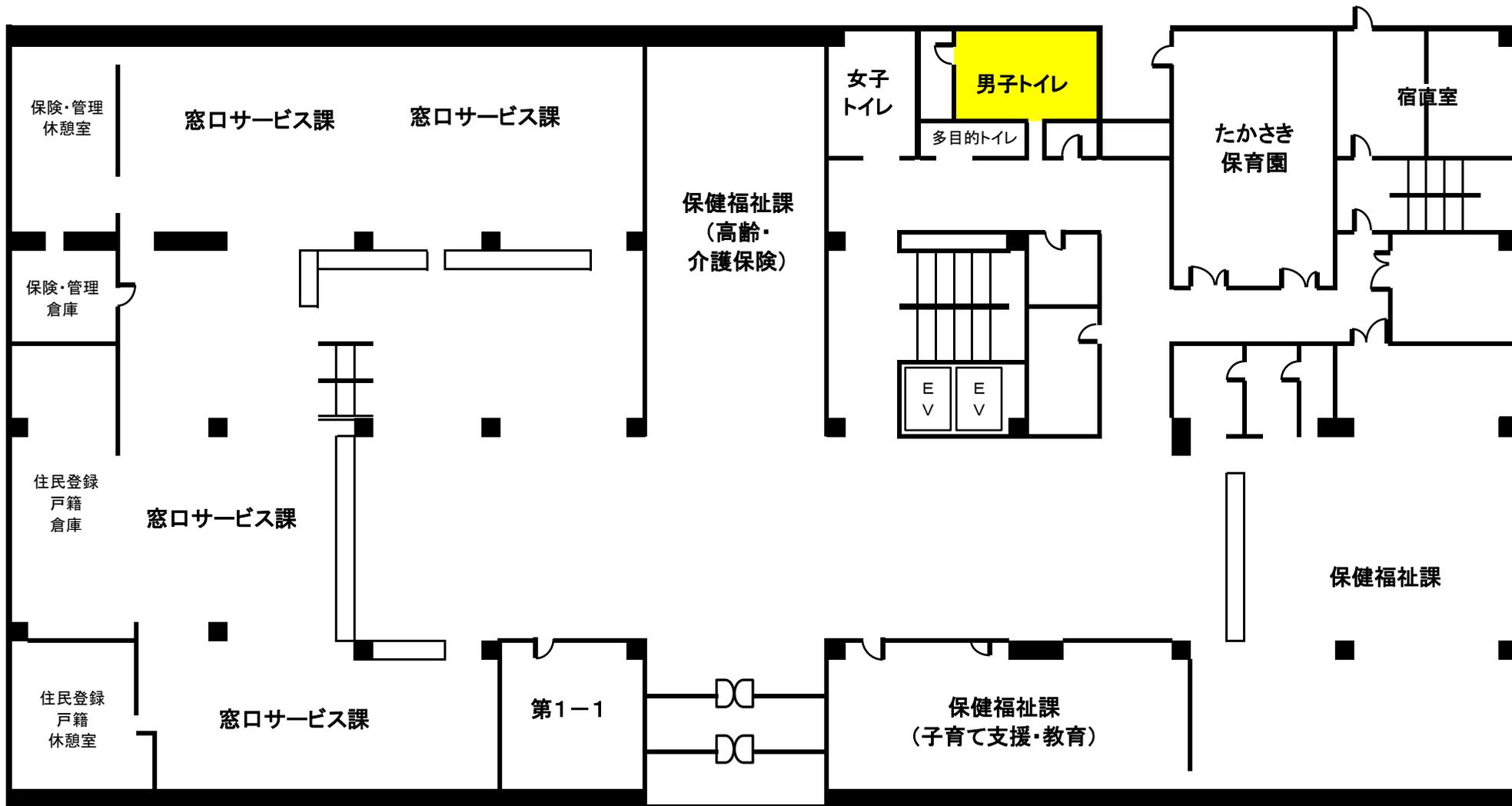
9 事業担当

住之江区役所 総務課 渡辺・佐藤

大阪市住之江区御崎 3-1-17

電話 06-6682-9626

1階平面図



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。